令和元年　６月　定例教育委員会　　会議録

１　日　　時　　令和元年　６月１４日（金）　　開会　１５時００分　　閉会　１５時２８分

２　場　　所　　福井市役所８階第３委員会室

３　出 席 者

教 育 長	吉川　雄二
教育長職務代理者	佐藤　藤枝
教育委員	木村　敦子
教育委員	春木　伸一
教育委員	多田　和博
＜事務局職員＞	
教育部長	内田　弥昭
少年対策参事官	谷口　敏英
教育次長	向井　成人
副理事	桑原　浩明
（生涯学習課長事務取扱）	
図書館統括館長	松浦　茂一
教育総務課長	馬來田　善準
学校教育課長	氣谷　達郎
保健給食課長	坂井　小由里
青少年課長	松田　玲子
スポーツ課長	石井　　穣
文化財保護課長	天谷　賢一
図書館長	中野　裕三
みどり図書館長	橋詰　　豊
桜木図書館長	田畑　裕嗣
調整参事	黒川　忠興
教育総務課　副課長	前川　昌司
教育総務課　課長補佐	吉川　貴大
教育総務課　主幹	吉田　浩一
教育総務課　副主幹	織田　久美子

４　議　　題

議　案

第８号議案　福井市情報公開条例施行規則の一部改正について

第９号議案　福井市学校給食運営委員会委員の委嘱について

第１０号議案　福井市社会教育委員の委嘱について

第１１号議案　福井市木ごころ文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

第１２号議案　福井市少年愛護センター運営委員会委員の委嘱について

第１３号議案　福井市少年自然の家運営協議会委員の委嘱について
第１４号議案　福井市自然史博物館運営協議会委員の委嘱について
第１５号議案　福井市美術館運営協議会委員の委嘱について
第１６号議案　福井市立郷土歴史博物館運営協議会委員の委嘱について
報　告
（１）福井市青少年問題協議会委員の委嘱について

５　議事の経過

（１）開会、教育長あいさつ
（２）会議録署名委員の指名　　春木　伸一 委員　　多田　和博 委員
（３）議事の要旨

吉川教育長	第８号議案　福井市情報公開条例施行規則の一部改正について、事務局から説明を求める。
事務局 （教育総務課長）	福井市情報公開条例施行規則の一部改正について、改正の内容は、規則第８条中、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものである。提案理由は、工業標準化法の改正に伴い、工業製品の他にデータやサービスが加わることによって「日本工業規格（ＪＩＳ）」が「日本産業規格」に変更となるため、情報公開条例中の当該文言を改正する必要があり、それに合わせて規則も改正するものである。 なお、規則改正は令和元年７月１日から施行する。
吉川教育長	ただ今の説明について、御意見、御質問等はあるか。 「ＪＩＳ規格」の表記について変更はないのか。
事務局 （教育総務課長）	「日本工業規格」が「日本産業規格」に変わっても、英語名称である「Japanese Industrial　Standard」は変わらず、「ＪＩＳ」のままである。
吉川教育長	他に何かないか。 ―　特に意見なし　―
吉川教育長	それでは第８号議案　福井市情報公開条例施行規則の一部改正について、原案のとおり承認することで御異議ないか。 ―　異議なしの声　―
吉川教育長	それでは第８号議案について原案のとおり承認することとする。
吉川教育長	次に、第９号議案　福井市学校給食運営委員会委員の委嘱について、事務局か

	ら説明を求める。
事務局 （保健給食課長）	福井市学校給食運営委員会規則第２条の規定に基づき、福井市学校給食運営委員会の委員を委嘱するものである。委員については、各団体から推薦を受けている者で、委嘱期間は令和元年７月１日から令和３年６月３０日までの２年間である。
吉川教育長	ただいまの説明について、御意見、御質問等はあるか。 充て職の委員が、人事異動によって新委員になったということである。
吉川教育長	他に何かないか。 ―　特に意見なし　―
吉川教育長	それでは第９号議案　福井市学校給食運営委員会委員の委嘱について、原案のとおり承認することで御異議ないか。 ―　異議なしの声　―
吉川教育長	それでは第９号議案について原案のとおり承認することとする。
吉川教育長	次に、第１０号議案　福井市社会教育委員の委嘱について、事務局から説明を求める。
事務局 （生涯学習課長）	福井市社会教育委員に関する条例第２条第２項の規定に基づき、社会教育委員を委嘱するものである。委員１６名中５名が新任の委員で、委嘱期間は令和元年７月１日から令和３年６月３０日までの２年間である。
吉川教育長	ただいまの説明について、御意見、御質問等はあるか。 ―　特に意見なし　―
吉川教育長	それでは第１０号議案　福井市社会教育委員の委嘱について、原案のとおり承認することで御異議ないか。 ―　異議なしの声　―
吉川教育長	それでは第１０号議案について原案のとおり承認することとする。
吉川教育長	次に、第１１号議案　福井市木ごころ文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、事務局から説明を求める。

事務局 （生涯学習課長）	福井市木ごころ文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、改正の内容は、様式第１号及び様式第２号中、「日本工業規格Ａ列３番」の表記を削るものである。これは、通常Ａ３判という用紙サイズを表しているものであるが、今後は、Ａ４サイズでも表面と裏面にこの内容が記載されていれば、Ａ３サイズに限定する必要はないということである。
吉川教育長	ただいまの説明について、御意見、御質問等はあるか。
春木委員	他の文化施設の様式はどうなっているのか。
事務局 （生涯学習課長）	他の文化施設については、用紙サイズまでは規定していないため、改正の必要はない。
吉川教育長	他に何かないか。 ―　特に意見なし　―
吉川教育長	それでは第１１号議案　福井市木ごころ文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、原案のとおり承認することで御異議ないか。 ―　異議なしの声　―
吉川教育長	それでは第１１号議案について原案のとおり承認することとする。
吉川教育長	次に、第１２号議案　福井市少年愛護センター運営委員会委員の委嘱について、及び第１３号議案　福井市少年自然の家運営委員会委員の委嘱についてを一括して事務局から説明を求める。
事務局 （青少年課長）	まず、第１２号議案　福井市少年愛護センター運営委員会委員の委嘱について、福井市少年愛護センター設置条例第３条の規定に基づき、委員を委嘱するもので、委員を推薦している団体から委員の変更の申し出があったため、８名の委員を新たに委嘱するものである。任期については、前任者の残任期間である令和２年６月３０日までである。 次に第１３号議案　福井市少年自然の家運営委員会委員の委嘱について、福井市少年自然の家設置及び管理に関する条例第７条及び同施行規則第１３条第２項の規定に基づき、委員を委嘱するもので、６月３０日を以て任期満了となることから、新たに７名を委員として委嘱するものである。任期は令和元年７月１日から令和３年６月３０日までの２年間である。
吉川教育長	ただいまの説明について、御意見、御質問等はあるか。

多田委員	第１３号議案の少年自然の家の委員のうち、校長会から選ばれる２名については、場所柄的に一乗小学校と足羽第一中学校と決まっているのか。
事務局 （青少年課長）	場所柄ではなく、校長先生方の申し合わせによるものであり、偶々である。
吉川教育長	他に何かないか。 ―　特に意見なし　―
吉川教育長	それでは第１２号議案　福井市少年愛護センター運営委員会委員の委嘱について、及び第１３号議案　福井市少年自然の家運営委員会委員の委嘱についてを原案のとおり承認することで御異議ないか。 ―　異議なしの声　―
吉川教育長	それでは第１２号議案及び第１３号議案について原案のとおり承認することとする。
吉川教育長	次に、第１４号議案　福井市自然史博物館運営協議会委員の委嘱について、第１５号議案　福井市美術館運営協議会委員の委嘱について、及び第１６号議案　福井市立郷土歴史博物館運営協議会委員の委嘱について、一括して事務局から説明を求める。
事務局 （文化財保護課長）	まず、福井市自然史博物館運営協議会委員の委嘱について、６月３０日を以って任期が満了となるため、新たに９名を委員として委嘱するもので、うち２名が新任である。任期は令和元年７月１日から令和３年６月３０日までの２年間である。 次に、福井市立郷土歴史博物館運営協議会委員の委嘱について、６月３０日を以って任期が満了となるため、新たに８名を委員として委嘱するもので、うち４名が新任である。任期は令和元年７月１日から令和３年６月３０日までの２年間である。 次に、福井市美術館運営協議会委員の委嘱について、６月３０日を以って任期が満了となるため、新たに８名を委員として委嘱するもので、うち１名が新任である。任期は令和元年７月１日から令和３年６月３０日までの２年間である。
吉川教育長	ただいまの説明について、御意見、御質問等はあるか。 ―　特に意見なし　―
吉川教育長	それでは第１４号議案　福井市自然史博物館運営協議会委員の委嘱について、

	第１５号議案　福井市美術館運営協議会委員の委嘱について、及び第１６号議案福井市立郷土歴史博物館運営協議会委員の委嘱についてを原案のとおり承認することで御異議ないか。 ―　異議なしの声　―
吉川教育長	それでは第１４号議案、第１５号議案及び第１６号議案について原案のとおり承認することとする。
吉川教育長	次に報告事項に移る。 報告（１）福井市青少年問題協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。
事務局 （青少年課長）	福井市青少年問題協議会委員の委嘱について、福井市青少年問題協議会規則第２条の規定に基づき市長が委嘱するもので、この度、委員をお願いしている団体から、委員変更の申し出があったことから、新たに７名を委嘱した。任期は前任者の残任期間で、令和２年６月３０日までである。
吉川教育長	ただ今の報告について、御質問等はあるか。 ―　特に意見なし　―
吉川教育長	予定していた審議事項は以上であるが、他に何かあるか。
事務局 （スポーツ課長）	６月１日に東京２０２０オリンピック聖火リレーの概要について、組織委員会から発表があった。
事務局 （文化財保護課長）	自然史博物館分館セーレンプラネットからの新番組の試写会の御案内である。福井の特色を活かした恐竜をテーマとした番組で、セーレンプラネットのオリジナル番組となっている。一般公開は７月１３日（土）から休館日を除く毎日となっているが、試写会を７月８日（月）の１１時から予定しているのでぜひお越しいただきたい。
吉川教育長	他に何かないか。 ―　特に意見なし　―
吉川教育長	最後に事務局から次回の日程についてお願いする。
事務局 （教育総務課課長補佐）	次回の定例教育委員会について、７月２４日（水）１５時００分から、場所は福井市役所８階第３委員会室にて開催するので、御出席いただきたい。

吉川教育長	以上をもって会議を終了する。

令和元年７月２４日

署名委員　　春木　伸一

署名委員　　多田　和博

会議録作成職員　　吉田　浩一